

北海道告示第10922号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年6月16日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その5)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 北海道医療給付事業補助金                      重度心身障がい者、ひとり親家庭等の母又は父及び児童、乳幼児等の健康の保持と福祉の増進を図るため、予算の範囲内において補助する。</p>	<p>市町村又は                      広域連合</p>	<p>北海道医療給付事業に必要な経費のうち、次に掲げるもの                      (1) 医療費                      ア 重度心身障がい者（精神障がい者については入院に係るものを除く。）に係る医療費から別に定める受給者負担額、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び附加給付の額を控除した額に、別に定める年間の高額療養費に相当する額を加えた額                      イ ひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る医療費（母及び父については、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）から別に定める受給者負担額、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び附加給付の額を控除した額に、別に定める年間の高額療養費に相当する額を加えた額                      ウ 乳幼児等に係る医療費（満6歳に達する日（誕生日の前日）後の最初の4月1日から満12</p>	<p>2分の1以内                      （夕張市については、10分の10）                      （寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の18号様式                      保福第1の20号様式                      保福第57号様式</p>	<p>保福第1の31号様式                      保福第58号様式</p>	<p>提出部数 1部                      提出期限 別に指示する日                      提出先 総合振興局又は振興局の保健環境部保健行政室又は地域保健室</p>	<p>総合振興局長                      又は振興局長</p>	

	<p>歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者については、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）から別に定める受給者負担額、食事療養標準負担額及び附加給付の額を控除した額に、別に定める年間の高額療養費に相当する額を加えた額</p> <p>(2) 事務費（報酬、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費及び印刷製本費に限る。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金に限る。）</p> <p>(3) 調査（審査）支払手数料（役務費（手数料に限る。）及び委託料に限る。）</p> <p>(4) 請求事務取扱手数料（役務費（手数料に限る）及び委託料に限る。）</p>					
--	--	--	--	--	--	--